

# 相続税納税マニュアル

## 1 法定納期限と納税方法

(1)納税の期限 - 申告書の提出期限（相続発生から 10 ヶ月以内）

(2)納税の方法

- ・現金納付が原則
- ・延納
- ・物納

(3)延納

(イ)条件

- ・金銭納付を困難とする金額の範囲内であること。
- ・申告書を期限内に提出し、延納申請書も納期限内に提出していること。
- ・延納税額に相当する担保を提供すること。  
具体的には、延納税額 + 第 1 回目の利子税の額 × 3 を目安とする。
- ・延納期間は原則として 5 年。課税価格計算の基礎となった財産の価額のうちに不動産等の占める割合に応じて 15 年（割合が 10 分の 5 以上）、20 年（割合が 4 分の 3 以上）以内の期間の年賦延納が認められる。

(4)物納

(イ)条件

- ・延納によっても金銭納付が困難な事由があり、かつ、その納付を困難とする金額を限度とする。
- ・申告書を期限内に提出し、物納申請書も納期限内に提出していること。
- ・物納適格財産であること。

(例) 物納不適格財産

(a)共通事項

- 1)質権とその他の担保権の目的となっている財産
- 2)係争中の財産
- 3)共有財産
- 4)法令に譲渡に関して特別の定めのある財産

(b)不動産（抜粋）

- 1)売却できる見込のない不動産
- 2)係争中の財産
- 3)現状を維持するための土留、護岸等の築造又はその修理を要する土地
- 4)がけ地等のうちで、通常の用途に供することのできない土地
- 5)物納することにより無道路地となる土地
- 6)賃貸料が近傍賃料に比べて著しく低い貸地・貸家
- 7)境界の確定していない土地等

## 2 物納要件のクリアーの方法

### (1)物納順位によった物納物件の選択

物納順位は次のとおりとなっています。

- 第1順位・・・国債及び地方債、不動産及び船舶
- 第2順位・・・社債及び株式、証券投資信託又は貸付信託の受益証券
- 第3順位・・・動産

### (2)貸地、貸家の物納要件とその整備

#### (イ)物納適格財産のための要件

##### (a)質権その他の担保権の目的となっていないこと

質権、抵当権、先取特権、留置権、仮登記担保、譲渡担保など担保権の目的となっていないことが必要です。

##### (b)係争中の財産でないこと

係争中の財産とは、所有権の帰属、境界、賃借権の有無等について争われている財産のことです。なお、境界を具体的に確認することができる境界標等がなく、かつ、境界の確認について隣地地主の同意が得られない土地については、境界について争いのある財産として取り扱われます。

##### (c)共有財産でないこと

共有財産の持分の一部がこれに当たります。

ただし、共有者の全員がその持分の全部を物納する場合には、その共有財産はこれには当たりません。

##### (d)譲渡に関して法令に特別の定めのないこと

例えば次のような財産は不適格となります。

- 1)差押え、仮差押え、仮処分等の対象となっている財産
- 2)譲渡につき承認を要するもの
- 3)譲受人が一定の範囲の者に限定されているもの

##### (e)貸地、貸家で特に問題とされる要件

- 1)土地賃貸借契約書があること。
- 2)契約中に増改築等の承諾特約がないこと。
- 3)地境承諾書があること（既に境が明確であれば承諾書不要の場合もある）。
- 4)借地境承諾書があること（既に境が明確であれば承諾書不要の場合もある）。

る)。

5)地代が周辺相場の70%以上であること。

6)借地人等と法的係争がないこと。

7)地代が供託されていないこと。

8)借地上建物が違法建築物でないこと。

9)今後数年以内の使用に耐えられないと認められる家屋でないこと。

(ロ)物納要件をクリアーするための準備

(a)(4)(イ)で述べた適格要件を充足することが必要です。

(b)貸地、貸家については、2(2)の要件のうちいくつかは充足されていないケースが多く見受けられます。特に重要と考えられる準備は次のとおりです。

1)賃貸借契約書の整備

2)境界の確定

3)賃料の値上げ

(c)なお、貸家については、これまでの例では管理処分に適さない財産として物納不適格財産とされるのがほとんどです。物納財産とするためには、明渡し等を行い更地化することが必要です。

### 3 物納制度の改正の方向性

- 平成 18 年度税制改正大綱における物納制度の改正の要点 -

自由民主党は、平成 17 年 12 月 15 日に平成 18 年度税制改正大綱を決定し公表したが、その中に下記の物納制度の改正が盛り込まれている。平成 18 年 3 月末までに法案が具体化し、国会決議がなされ施行される予定である。

#### (1)物納不適格財産の明確化等

(イ) 抵当権が設定されている不動産、境界が不明確な土地等の一定の財産を物納不適格財産（管理又は処分をするのに不適格な財産）として定め、その範囲の明確化を図る。

(ロ) 市街化調整区域内の土地、接道条件を充足していない土地（いわゆる無道路地）等の一定の財産を物納劣後財産（他に物納適格財産がない場合に限り物納を認める財産）として定め、その範囲の明確化を図る。

(ハ) 物納申請された財産が物納不適格財産に該当する場合、又は物納劣後財産に該当する場合であって他に物納適格財産を有するときは、税務署長は当該物納申請を却下する。

この場合において、申請者は、当該却下の日から 20 日以内に、一度に限り物納の再申請をすることができることとする。

#### (2)物納手続の明確化

(イ) 物納財産を国が収納するために必要な書類として、物納財産の種類に応じ、登記事項証明書、測量図、境界確認書、要請により有価証券届出書等を提出する旨の確約書等一定の書類を定めるとともに、申請者は、これらの書類を物納申請時に提出する。

(ロ) 提出された物納手続に必要な書類の記載に不備があった場合又は物納手続に必要な書類の提出がなかった場合には、税務署長は、これらの必要書類の補正又は提出を申請者に請求することができることとする。

この場合において、請求後 20 日以内に物納手続に必要な書類について補正又は提出がされなかった場合には、物納申請を取り下げたものとみなす。

(ハ) 税務署長は、1 年以内の期限を定めて、廃材の撤去その他の物納財産を収納するために必要な措置（物納を許可するために必要なものに限る。）を講ずべきことを申請者に請求することができることとする。

この場合において、期限内に当該措置がされなかった場合には、物納申請を取り下げたものとみなす。

(二)物納手続に必要な書類の準備や廃材の撤去等の措置に時間を要する場合には、申請者の届出により、上記(イ)、(ロ)又は(ハ)に係る期限を、上記(イ)の場合には物納申請期限から、上記(ロ)及び(ハ)の場合には必要書類の補正等の請求があった日からそれぞれ最長1年間延長することができることとする。

ただし、一度の届出で延長できる期間は3ヶ月までとし、期間満了時には、1年に達するまで、再届出により延長する。

(ホ)税務署長が物納を許可する際に、必要に応じ、後日において汚染地であったことが判明した場合に必要な措置を講ずること、有価証券を売却するために必要な書類を提出すること等の条件を付することができることとする。

なお、その条件に違反した場合には、5年以内に限り、物納の許可を取り消すことができることとする。

### (3)物納申請の許可に係る審査期間の法定等

(イ)税務署長は、物納申請の許可又は却下を物納申請期限から3ヶ月以内に行う。

ただし、物納財産が多数となるなど調査等に相当の期間を要すると見込まれる場合には、6ヶ月以内(積雪など特別な事情によるものについては、9ヶ月以内)とすることができることとする。

(ロ)物納手続に必要な書類の提出期限が申請者の届出により延長された場合(上記(2)(二))における上記(イ)の審査期間は、当該届出(当該必要書類が提出されたものに限る。)に係る延長期間の満了日から起算する。

(ハ)物納手続に必要な書類の補正若しくは提出の請求又は廃材の撤去等の措置の請求があった場合(上記(2)(ロ)及び(ハ))には、その補正若しくは提出又は措置に要する期間(上記(2)(二)により延長された期間を含む。)は、上記(イ)の審査期間に算入しない。

(ニ)上記(イ)から(ハ)までの審査期間内に許可又は却下をしない場合には、物納を許可したものとみなす。

### (4)物納申請を却下された者の延納の申請

物納の許可を申請した者について、延納による納付が可能であることから物納申請の全部又は一部が却下された場合には、20日以内に延納の申請を行うことができるこ

ととする。

(5)延納中の物納の選択

相続税を延納中の者が、資力の状況の変化等により延納による納付が困難となった場合には、申告期限から10年以内に限り、延納税額からその納期限の到来した分納税額を控除した残額を限度として、物納を選択することができる制度を創設する。

この場合における物納財産の収納価額は、その物納に係る申請時の価額とする。ただし、税務署長は、収納の時までにその物納財産の状況に著しい変化を生じたときは、収納時の現況によりその物納財産の収納価額を定めることができることとする。

(6)その他所要の措置

(イ)金銭又は延納による納付困難要件について、その判定方法の明確化を図る。

(ロ)物納財産の性質、形状、その他の特徴により、金銭による納付を困難とする金額を超える金額の物納財産を収納することについてやむを得ない事情があると認められる場合には、税務署長は、当該財産の物納を許可することができることとする。

(ハ)物納により納付が完了されるまでの間について利子税の負担を求める。

ただし、審査事務に要する期間については、利子税を免除する。

(ニ)その他所要の措置を講ずる。

(注)上記の改正は、平成18年4月1日以後に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について適用する。

#### 4 譲渡所得税の特例としての相続税の取得費加算の活用

##### (1) 制度の概要

相続又は遺贈により取得した財産を、相続の開始があった日の翌日から相続税の申告書の提出期限の翌日以後3年を経過する日までの間に譲渡した場合の譲渡所得の計算については、相続税のうち一定の金額を、その譲渡した資産の取得費に加算して、その資産の譲渡所得の金額の計算上控除することができます。

この制度を活用することにより、譲渡所得税が大幅に軽減されるため、売却金額の多くを相続税の納税に充てることができます。

##### (イ) 適用を受けることができる者

相続又は遺贈により財産を取得した個人で、確定している相続税額がある場合に適用があります。

##### (ロ) 適用が受けられる財産

相続税の課税価格に算入された財産で、相続開始の日の翌日から相続税の申告書の提出期限の翌日以後3年を経過する日までの間に譲渡されたものについて適用があります。従って、相続等により取得した財産以外の自己資産を売却してもこの特例は適用されません。

##### (ハ) 取得費に加算される金額

###### (a) 譲渡した資産が土地等の場合

取得費に加算される金額 = 確定相続税額 ×  $\frac{\text{相続等により取得した土地等（相続開始前3年以内に被相続人から贈与された土地等で相続税の課税価格に加算されるものを含み、物納した土地等及び物納申請中の土地等を除きます。）について分母の課税価格に算入された価額の合計額}}{\text{確定相続税額の計算の基礎となった相続税の課税価格}}$  - 今回の譲渡に係る土地等以外の土地等の譲渡について取得費に加算された金額

(b) 譲渡した資産が土地等以外の場合

$$\begin{array}{l} \text{取得費に} \\ \text{加算され} \\ \text{る金額} \end{array} = \text{確定相続税額} \times \frac{\text{譲渡した資産について分母の} \\ \text{課税価格に算入された価額}}{\text{確定相続税額の計算の基礎} \\ \text{となった相続税の課税価格}}$$

(二) 具体例

取得した相続財産

A 土地	5,000 万円
B 土地	4,000 万円
C 土地	3,000 万円
その他の財産	1,000 万円
計	<u>1 億 3,000 万円</u>
相続税	<u>3,000 万円</u>

A 土地を 6,000 万円で譲渡した場合の譲渡所得税

(注)

$$6,000 \text{ 万円} - \frac{(6,000 \text{ 万円} \times 5\% + 2,769 \text{ 万円})}{\text{取得費}} = 2,931 \text{ 万円}$$

$$2,931 \text{ 万円} \times 20\% = 586 \text{ 万円 (この特例を適用しなかった場合の譲渡所得税} \\ 1,140 \text{ 万円)}$$

(注) 取得費加算額

$$3,000 \text{ 万円} \times \frac{5,000 \text{ 万円} + 4,000 \text{ 万円} + 3,000 \text{ 万円}}{1 \text{ 億} 3,000 \text{ 万円}} = 2,769 \text{ 万円}$$

(2) その他この制度の活用例

相続税の納税方法として延納による納税を選択している場合、毎年の納税額は利子税も合わせると大変な額になると思われます。また、利子税は相続税の納税のための費用であり、所得税等の必要経費にはなりません。そこで、相続財産のうち、たとえば土地を相続開始があった日の翌日から、その相続に係る相続税の申告期限の翌日から3年を経過する日までに同族会社などに売却して、売却金額から取得費加算を適用した後の譲渡所得税を控除した後の手取額を相続税の繰上げ納税に充てます。

そうしますと、今まで延納にかかった高額な利子税は減少又はなくなり、毎年の延納による納税が軽減又は納税から解放されることとなります。一方、同族会社は当該土

地の購入を借入金で行い、事業の用に供すると、その借入利息は毎期の必要経費となり、法人税の節税にもなります。

## 5 その他

### (1) 相続によって取得した株式の、会社による「自己株式」の買取り制度

#### (イ) 内容

平成 13 年の商法改正により、自己株式の取得に関し、その規制が緩和され、「金庫株制度」により、当該発行法人による買い取りが容易となりました。

#### (ロ) 「金庫株制度」の概要

金庫株制度において、当該発行法人による買取りの目的 当該発行法人による買取りの数量 当該発行法人における買取った自己株式の保有期間についての制度が撤廃されました。但し、以下の 2 点については、下記の制限が残ってます。

手続：会社が自己株式を買受けるためには、一定の場合を除いて、定時株主総会の特別決議（相対取引の場合。なお、公開会社が市場から自己株式を買取る場合には普通決議となります。）その決議内容については、次期の定時株主総会終結の時までに買受ける株式の種類、株数、種得価額の総額等です。

財源：自己株式の取得財源は、「配当可能利益」の範囲内となっております。「配当可能利益」とは、一定の場合（開業準備費、開発費及び試験研究費が計上されている場合）を除き、貸借対照表上純資産額から資本金、資本準備金及び利益準備金（その決算期に積立てることを要するものを含む）の合計額を控除したものとなります。また、今回の改正で、合わせて法定準備金の積立限度に関する規制も緩和されたことにより、資本金の 4 分の 1 を超える法定準備金（資本準備金・利益準備金）を取崩し、自己株式の取得財源に加えることが可能になりました。

#### (ハ) 「金庫株」として自己株式を売却した株主の課税関係

「金庫株」として自己株式を売却した株主に対しては、その売却価額が当該株式に対応する資本金の金額（資本金 + 資本積立金）を超える部分の金額について「みなし配当」として課税されることとなっています。あわせて、その対応する資本等の金額が当該株式の取得価額を超える場合には、その差額を譲渡益として譲渡所得税（税率 20%）が課税され、また満たない場合においては、譲渡損として他の所得と通算（個人の場合には、有価証券の譲渡益とのみ通算可能）されます。売却した株主が個人の場合、「みなし配当」は配当所得に該当し、所得税等の総合課税として最高税率が 43.6%（所得税 37% - 配当控除 5% - 住民税 13% - 配当控除 1.4%）となることから、所得金額が大きくなると第三者に譲渡し換金する場合と比べて課税

上不利になります。また、売却した株主が会社である場合には、「みなし配当」について「受取配当等の益金不算入制度」を適用することにより課税所得が軽減され、第三者に譲渡し換金する場合と比べて課税上有利となります。

但し、平成 16 年 4 月 1 日以降の相続等により取得した非上場株式について、相続又は遺贈による財産の取得をした個人でその相続又は遺贈につき相続税があるものが、その相続の開始があった日の翌日からその相続税の申告書の提出期限の翌日以降 3 年を経過する日までの間にその相続税額に係る課税価格の計算の基礎に算入された上場株式等以外の株式（以下「非上場株式」という。）を当該非上場株式の発行会社に譲渡した場合について、次の措置を講ずることになりました。

当該非上場株式の譲渡の対価として当該発行会社から交付を受けた金銭の額が当該発行会社の資本等の金額のうちその交付の基となった株式に対応する部分の金額を超えるときは、超える部分の金額については、みなし配当課税を行わない。

上記 の適用を受ける金額について、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、株式等に係る譲渡所得等の課税の特例を適用する。

## (2)生命保険による納税資金の準備

相続税の納税は金銭一時納付が原則となります。相続財産のうち金融資産が多額にあれば、相続税の一時納付は可能でしょうが、そうでない場合は、延納や物納を選択することになります。

しかし、物納制度は要件も厳しく、延納では毎年多額の分納税額の納付に苦しめられることになります。

そこで、生前からの納税対策として最も効果があるのは、生命保険に加入することです。

当然、受け取った生命保険金については相続税（保険料負担者によっては所得税や贈与税）が課されますが、それでも相続税には非課税限度額が設けられており、効率よく納税資金を確保することができます。

もちろん、誰もが容易に生命保険に加入できるわけではありません。高齢者や健康に不安がある人などは、生命保険に加入するのは困難と考えられます。ただし、最近では生命保険に加入できる最高年齢も高くなっていますので、生命保険会社等の扱っている商品をよく研究することが大切です。